

# 「基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会」

## 第1回議事概要

日 時：平成30年7月19日（木）10：30～12：00

場 所：総務省内会議室

出席者：辻座長、飯田委員、原田委員、平田委員、待鳥委員

山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、吉川行政課長、阿部住民制度課長、

植田行政経営支援室長、寺田外国人住民基本台帳室長

事務局：海老原市町村課長、山口市町村課課長補佐

### 【議事次第】

1. 開会
2. 山崎自治行政局長挨拶
3. 開催要綱等について
4. 事務局提出資料について
5. 閉会

### 【意見交換（概要）】

- 例えば防災やコミュニティーの維持では、きめ細やかな基礎自治体の存在が大きな意味をもつことがある。一方、水道事業のように、従来から市町村ごとに行われてきた流れで今も市町村が行っているタイプの業務を、広域の自治体連携で担っていくことを考える必要があるのではないか。
- イノベーションや人材のハブになり、新しいアイデアを生み出していくことができる50万人規模の都市圏をいくつ残せるかが、日本の経済活力にとって重要な問題となるのではないか。
- 生活圏と行政ユニットの関係について、考えていく必要があるのではないか。
- 人口が少ない地域ほど、産業に占める公的需要の割合が大きくなっていくため、経済と行政を切り離すことは難しい面もあるのではないか。
- 人口がトータルで減っていく中、すべての団体が人口を維持することはできない。
- これまで、社会・経済・生活圏と一致させるべく、明治の合併、昭和の合併、平

成の合併、あるいは、広域市町村圏といった施策が行われ、最近では定住自立圏や連携中枢都市圏という取組みが行われてきた。

- 人口増加局面においては、社会・経済・生活圏の拡大に合わせて統治機構が拡大されてきた。この人口減少局面において、高齢化率や人口減少率などの地域特性に応じて統治機構のあり方を考えなければならないのではないか。
- 生活圏が拡大すると、これにより生じる社会問題も、地域的に拡大することが多い。生活圏の拡大に対応し、社会問題に対応する行政ユニットも拡大することとなりうる。
- 三大都市圏は、これまで一定の人口規模があったため、財政面やマンパワーの面で合併や広域連携の必要性が低かったが、今後は、社会問題への対応に必要な適正規模や適正な形態は何かという観点から考えていく必要があるのではないか。
- 行政の権限が全体的に増えるとともに、地方分権により、権限が都道府県や市町村に移る中、実際に現場で法律を執行している公務員の数は減っており、効率的な行政運営が困難になってきているのではないか。
- 仕事量が市町村で担えないほど多くなってきている。これに対応するためには、自治体以外のものが代替したり、共助の仕組みを打ち出していくといった発想があり得る。また、市町村を県が代替するという発想もあり得るのではないか。
- 何をするのかを取捨選択することも自治だということを認めていく必要があるのではないか。何をするのかを自治体単位、あるいは圏域単位で選択できるようなメカニズムが必要ではないか。
- 人口が減少していく中、市町村が十分なリソースを割くことが困難になるのは、法定の事務ではなく、事業性のある事務や地域振興系の事務ではないか。
- 条件が不利であると、規模の経済性の効果も限定される。どの主体が実施するのかという問題ではなく、どこまで税を投じ事業を継続するのかとの問題ではないか。
- 三大都市圏では、東京、大阪、名古屋で大分状況が異なるが、東京圏では、23区と多摩地区や横浜などの23区以外の地域との違いが際立ってきている。多摩地区の抱える課題と横浜の抱える課題や経済状況が似通ってきている。
- 基礎自治体それぞれが行っている、戸籍事務や各種申請受付など必須の業務をAIや電子化により共同で行うことは必要ではないか。地域活性化のように、法律上は定められているわけではない業務に人的資源を振り分けることもできる。

- これまで、すべての行政事務は国、都道府県、市町村に分配され、第一義的には最も住民に身近な市町村に分配されてきた。今後は、介護・医療や空間管理といった課題に対応するために最適な自治体は何かという機能論的アプローチから考えていく必要があるのではないか。
- スポンジ化が問題となってきた農地は、農地中間管理機構の仕組みを導入し、全産業の中で生産性向上率が最も高い産業になった。都市のスポンジ化への対応には、同様に、行政がそのイニシアチブをとるインセンティブを設けた仕組みが必要なのではないか。
- 地方圏では、人口減少が進む中で、郊外の土地が宅地化され、ますますスポンジ化が進んでいる。何らかの法的な対応ができないか。
- 都市のスポンジ化による資産価値の減価は、地方圏よりも現状の資産価値が高い三大都市圏の郊外部の方が大きいことに留意が必要である。
- 地方自治法上の市町村の事務は、法的には、地域における事務すべてであり、オプションなものではなく、その中で法律上義務づけられている事務とそうではない事務が存在している。
- 法律上義務づけられている事務について、標準化の議論は行われてきたが、様々な事情で進まないのが現状ではないか。
- 中心都市の周辺部で開発が進み、スポンジ化していく事態は、法制度上、一定程度は対応できるが、最終的には財産権の問題が生じる。水道法では、水道供給の申込みに対して契約を締結しないとことは相応の理由がないと許されない。
- 行政分野ごとに、適正な行政主体や担い手を一定程度、類型化することはできるのではないか。従来、これが類型化されずに、各省庁がアドホックに決めていたものを、行政分野や事務の性質に応じた行政主体のルールのような形で整理しておくことは有用なのではないか。

以 上